

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

平成16年6月
経済産業省

1. 法律改正の目的

(1) 悪質な訪問販売等に対する規制強化等

高齢者等を狙った点検商法や若者等を狙ったアポイントメントセールスなど、販売目的を隠して消費者に接近し、虚偽誇大な説明・勧誘をして、高額な商品・サービスを売り込む悪質商法によるトラブルが多発している状況に対して、規制強化及び民事ルールの整備を行う。

(注)点検商法 : 建物や水道の点検などと偽って家に上がり込み、住宅リフォームや浄水器などを売り込む商法。
ここ2年間(12~14年度)で苦情相談は約2倍に増加。

アポイントメントセールス

: 電話等で販売目的を告げず「懸賞に当たった」等と嘘を言って、若者等を事務所等に呼び出して高額商品を販売。
ここ2年間(12~14年度)で苦情相談は約3割増加。

(2) 連鎖販売取引等に関する民事ルールの整備

悪質なマルチ商法で「容易に収入があがる」等の虚偽誇大な説明・勧誘により、多額の販売用商品を購入させ、解約・返品を認めない等のトラブルが多発している状況に対して、民事ルールの整備を行う。

(注)連鎖販売取引 : 個人を販売員として勧誘し、また次の販売員を勧誘させる形で、連鎖的に組織を拡大して行う商品等の販売形態。
ここ2年間(12~14年度)で苦情相談は約3割増加。特に、最近、大学生に係るトラブルが急増(首都圏では14年度に前年比倍増)。

2. 法律の概要

() は、政令改正を伴う事項)

(1) 悪質な訪問販売等に対する規制強化及び民事ルールの整備

< 規制強化 >

訪問販売をする際には、販売目的の訪問であることを、まず明示することを義務づける。(点検商法等への対策)

販売目的であることを隠して、公衆の出入りしない個室等に誘い込んで勧誘することを、禁止する。(アポイントメントセールス等への対策)
消費者に、商品の価格、性能等に関する重要事項を故意に告げない行為を、虚偽説明と同様、罰則をもって禁止する。

< 民事ルールの整備 >

虚偽説明や上記の重要事実不告知等の違法勧誘によって、誤認して訪問販売等の契約を締結した場合、消費者が契約を取り消せるようにする。
事業者が、嘘を言ったり威迫をして、クーリング・オフを妨害した場合は、その妨害を解消するまで、消費者がクーリング・オフできるようにする。

(注)「クーリング・オフ」は、契約後一定の期間(8日間等)冷静に再考して解約できる機会を、消費者に与える制度。悪質業者によるクーリング・オフ妨害のトラブルも多い。

(2) 連鎖販売取引等に関する民事ルールの整備

連鎖販売組織に入会後1年を経過しない会員が、退会する際に、退会時から遡って90日以内に買った未使用の商品を返品し、適正な返金を受けられるようにする(返品ルール)。(諸外国では既に法定。(社)訪問販売協会も自主規制で定めているが、会員外の悪質業者には効果が及ばない。)
虚偽説明などの違法勧誘行為によって、誤認して連鎖販売取引等の契約を締結した場合、その個人が契約を取り消せるようにする。
連鎖販売契約を上記等により解約等した場合に、その割賦販売(クレジット)の支払いも拒絶できるようにする。(割賦販売法の改正：訪問販売等の取引形態については実施済。)

(3) 法執行手続の整備

効能・効果等について誇大な広告・勧誘をしている疑いがある事業者に対し、その合理的な根拠資料の提出を求め、提出されない場合は、誇大であるものとみなす。

(注) 痩身、防虫等の効能・効果を誇大に謳って高額商品を売る悪質商法に対して、現状は専ら行政庁側が「誇大さ」の裏付けを固める必要があり、迅速・的確な対応が困難。
規制対象事業者と密接な関係を有する事業者に対する報告徴収等を可能にする。

3 . 今後のスケジュール

5月12日 改正法公布
公布から6月以内 改正法施行

特定商取引に関する法律の概要

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型^(注)を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律(旧称:訪問販売等に関する法律)。
(注)消費者からの苦情相談のうち、本法対象の取引類型に関連するものが6割以上。

1. 本法律の対象となっている取引類型

(消費者が自ら求めないのに、突然、勧誘を受ける)

1. 訪問販売

自宅への訪問販売、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)等

2. 電話勧誘販売

電話で勧誘し、申込を受ける販売

(事業者と対面して商品や販売条件を確認できない)

3. 通信販売

新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売

(長期・高額 of 負担を伴う)

4. 特定継続的役務提供

長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額 of 対価を約する取引(現在、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚情報サービス、パソコン教室の6役務が対象)

(ビジネスに不慣れな個人を勧誘する)

5. 連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売
【悪質なマルチ商法を防止するための規制】

6. 業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事が必要であるとして、商品等を買って金銭負担を負わせる取引
【悪質な内職・モニター商法を防止するための規制】

2. 法律の内容

行政規制

事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、各取引類型の特性に応じて、以下の規制。違反に対しては、改善指示、業務停止の行政処分又は罰則。

・)氏名等の明示の義務づけ

勧誘開始前に、事業者名などを消費者に告げることを義務づけ

・)広告規制

広告をする際には、重要事項を表示することを義務づけ
虚偽・誇大な広告を禁止

・)不当な勧誘行為の禁止

不実告知(虚偽説明)、重要事項(価格・支払条件等)の故意の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為を禁止

・)書面交付義務

契約締結時などに、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ

民事ルール

消費者が意に反する契約により不当な損害を受けないよう、消費者による契約の解除を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等のルールを定める。

・)クーリング・オフ

契約後一定の期間(8日間等)、冷静に再考して、無条件で解約できる機会を消費者に与える制度

・)解約時の損害賠償制限等

特定継続的役務取引で、消費者が中途解約する際に、事業者が請求できる損害賠償額の上限を設定等